

## 新型コロナウイルス感染症対策緊急融資の期間延長について

### 1 主旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、区内事業者は依然として厳しい経営を強いられている。「新型コロナウイルス感染症対策緊急融資」の申請状況は、4月から5月にかけての月 1,000 件を超える申請から、8月には月 100 件程度の申請へと落ち着いてきたが、建設業において本年初頭に受注した業務が完了した後、新たな受注が激減しているなど、遅れて業績が悪化する業種も出てきている。引き続き緊急融資の需要が見込まれることから、受付期間の延長を行う。

### 2 変更内容

「新型コロナウイルス感染症対策緊急融資」（受付期間の変更）

（変更前） 令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 3 0 日

（変更後） 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日

### 3 事業全体経費（受付期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日）

約 7 3 3 , 2 0 6 千円

#### 【内訳】

利子補給金額 約 3 1 4 , 2 0 0 千円

令和 2 年度 2 次補正予算においては計上せず、9 月現在の申し込み状況から今後の融資見込み額を算定し、3 次補正予算において 3 1 4 , 2 0 0 千円を増額

信用保証料補助 約 4 1 9 , 0 0 6 千円

融資申込時に必要なことから、令和 2 年度第 2 次補正予算において 6 2 0 , 9 5 3 千円の増額を行ったが、今後の融資見込み額から当初想定していた信用保証料補助額と見込まれるため、3 次補正予算において 2 0 1 , 9 4 7 千円を減額

### 4 周知方法

- ・区及び世田谷区産業振興公社の窓口チラシを配置し、ホームページで事業者向けに周知する。
- ・産業団体、金融機関へチラシを送付し、事業者への周知を依頼する。

#### 【参考】「新型コロナウイルス感染症対策緊急融資」制度概要

対象者	・セーフティネット保証 4 号または 5 号の認定を受けていること ・東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること 等
資金使途	運転資金
限度額	5 0 0 万円 創業 3 ヶ月以上 1 年未満の事業者は 3 0 0 万円
返済期間	5 年以内（据置 6 ヶ月以内を含む）
利用者負担利率 （区負担利率）	0 %（年 2 . 0 %）